

みなとくくりっしょうがっこう 港区立小学校 『タブレット活用のルール』

令和3年4月

タブレットは、みなさんが学習内容をよく理解し、学びをより豊かなものにするために、港区教育委員会が貸し出し出しているものです。
 港区の児童みんなですべて『タブレット活用のルール』を守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましよう。



1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。
- ・学習活動に関わることを以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- ・学校や家庭で学習するとき以外は使用しません。
- ・家で使う時間は保護者と話し合って決めましよう。
- ・なくしたり、落ととしてこわしたりしないように十分気をつけましよう。

<p>もったまま走ったり、地面においたりしない。</p>	<p>カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしない。</p>	<p>水をかけたり、しっけの多いところでは使わない。また、日光の下やストロブの近くなどにはおかない。</p>	<p>ゆびでふれるようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくを近づけるなどは絶対にしない。</p>

3 家庭で使う場合

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず、休けいしながら使います。
- ・就寝する30分前は使いません。

4 保管

- ・家で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

5 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

6 安全な使用

- ・ インターネットには制限がかかっていますが、もしもおかしなサイトに入ってしまったときは、すぐに画面を閉じ、先生か家の人に知らせます。

7 個人情報等

- ・ 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・ 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対に書き込みません。
- ・ 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

8 カメラでの撮影

- ・ 保護者が許可した時以外はカメラは使いません。
- ・ カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

9 設定の変更

- ・ タブレットの設定は、勝手に変えませんが、勝手に設定を変更すると使えなくなる場合があります。

10 不具合や故障

- ・ タブレット本体やインターネットが使えなくなつて、再起動をしても元にもどらないときや家庭でこわれたり、なくなったりしたときは、家の人に学校へ連絡してもらいます。

11 使用の制限

- ・ タブレットのシールは勝手ににはがさないようにします。シールをはったり、らくがきをしたりしませんが、『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。

